

# 「平成20年度犯罪被害類型別継続調査」結果（要約）

内閣府犯罪被害者等施策推進室

## ○ 調査対象

### (1) パネル調査（平成19年度からの継続調査）

犯罪被害者等138人（平成19年度調査において回答があった人）

※ 被害からの平均経過年数は、殺人・傷害等は約6年1か月、交通事故による被害は約6年2か月、性犯罪による被害は約4年8か月である。

### (2) Web調査（単年度調査）

①過去10年間に犯罪被害に遭った人636人（以下、「Web調査」と表記）

②過去10年間に犯罪被害に遭っていない人762人（以下、「一般対象者」と表記）

## ○ 調査のテーマ

### (1) パネル調査

被害者団体及び被害者支援団体を通して依頼した同一対象者に継続して調査し、犯罪被害者等のこの1年間の変化を把握・分析する。

⇒継続して調査することで、犯罪被害者等の経年変化を把握することができる。

### (2) Web調査

無作為に抽出した犯罪被害者等から施策の効果を断片的に比較・分析し、パネル調査を補完する。

## ＜ポイント＞

### 1. 犯罪被害者等の精神健康状態は相当深刻である。

・犯罪被害者等のうち「重症精神障害相当」とされる人の割合は約3～4割であり、精神健康状態は相当深刻である。

### 2. 犯罪被害者等の事件後の生活上の変化は、昨年度調査時からこの1年間では落ち着きつつある。

・昨年度調査と比較すると、生活上の変化があったとする割合は減少しつつあるが、「長期に通院したり入院したりするやけがや病気をした」、「学校または仕事を辞めた、変えた」とする人は一定の割合で存在しており、学校や職場など犯罪被害者等を取り巻く人たちの理解、配慮が求められる。

### 3. 事件直後から時間が経過するにつれて支援及び制度の利用率は低くなっている。

・この1年間における支援や制度の利用率は全体的に低い。その中で、事件後から継続して比較的利用率が高く、満足度も高いのは「自助グループへの参加」である。

### 4. 犯罪被害者等の多くは、加害者関係者や世間の声から二次的被害を受けている。

・二次的被害については、「加害者関係者」や「捜査や裁判等を担当する機関の職員」、「世間の声」から気持ちが傷つけられることが多かったとする人が多い。

### 5. 今後実現・充実させていくことが望ましい施策は、加害者の情報提供や民事賠償請求への援助などである。

・今後実現・充実させていくことが望ましい施策としては、いずれの類型においても「犯罪被害者等に対する加害者の情報提供の拡充」、「民事損害賠償請求への援助」が多い。

## ＜ポイント1＞犯罪被害者等の精神健康状態は相当深刻である。

- ・犯罪被害者等のうち「重症精神障害相当」とされる人の割合は約3～4割であり、精神健康状態は相当深刻である。

パネル調査において、過去30日間の精神健康について調査したところ、犯罪被害者等のうち「重症精神障害相当」とされる人の割合は約3割～4割（殺人・傷害等が31%、交通事故による被害で45%、性犯罪による被害で38%）となっている（図1）。

参考として、Web調査における一般対象者の「重症精神障害相当」とされる人の割合は6%となっている。犯罪被害者等はその5倍から7倍の割合であり、事件からある程度の年月が経過しても、精神健康状況は相当深刻であることがうかがえる（図2）。

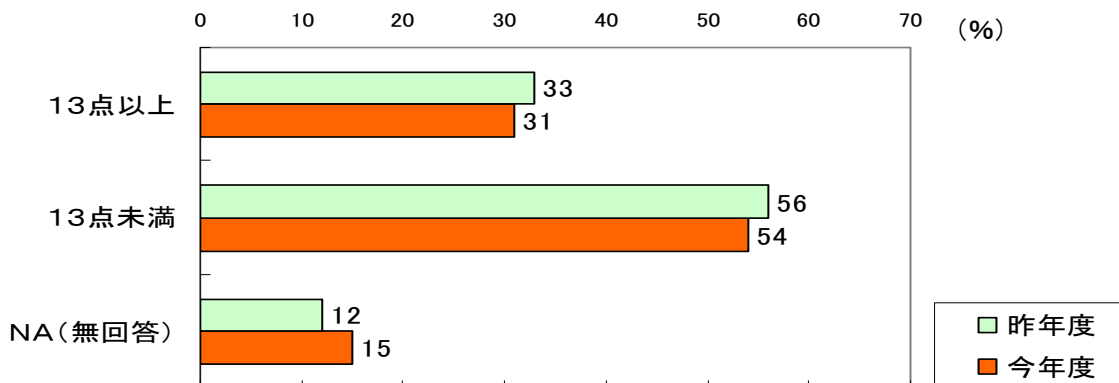
※ 本調査では、「K6」（Kesslerら、2002年、日本語版は古川ら、2002年）と呼ばれるうつ病、不安障害に対するスクリーニング項目を用いている。「神経過敏に感じた」など6つの設問に対し、「いつも」＝4点などスコア化し、合算して算出した合計値（最大24点）が高いほど精神健康の問題があるという意味となり、合計値13点以上が重症精神障害の診断に該当する可能性が高いとされている。[P.9]

### ○過去30日間の精神健康状態について【K6※】（類型別）

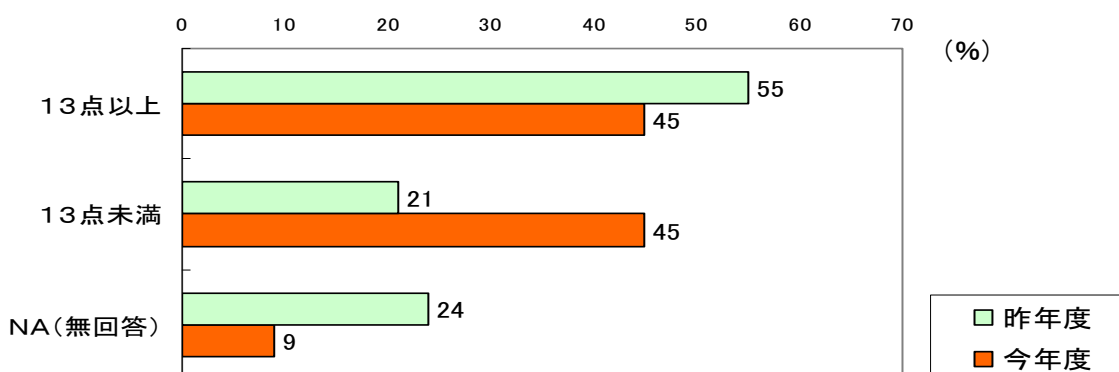
#### ◆パネル調査（Q5） [P.34]

図1

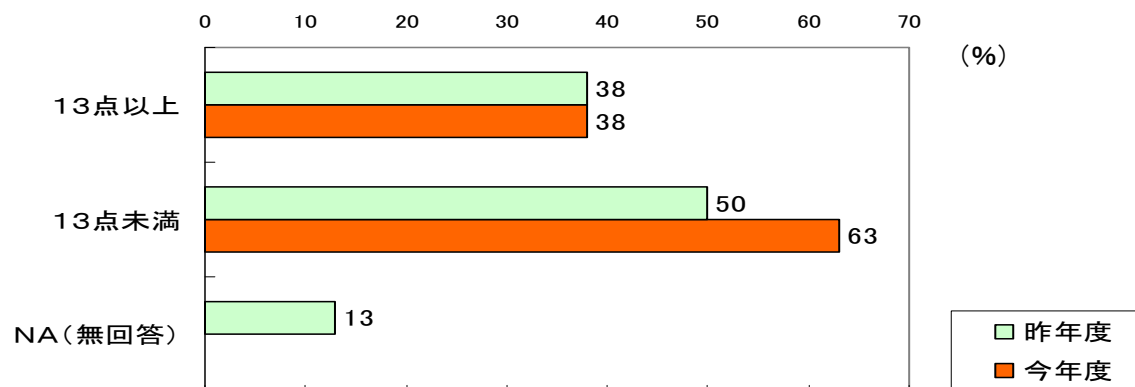
#### ＜殺人・傷害等（n=52）＞



#### ＜交通事故による被害（n=75）＞



<性犯罪による被害 (n=8\*) >



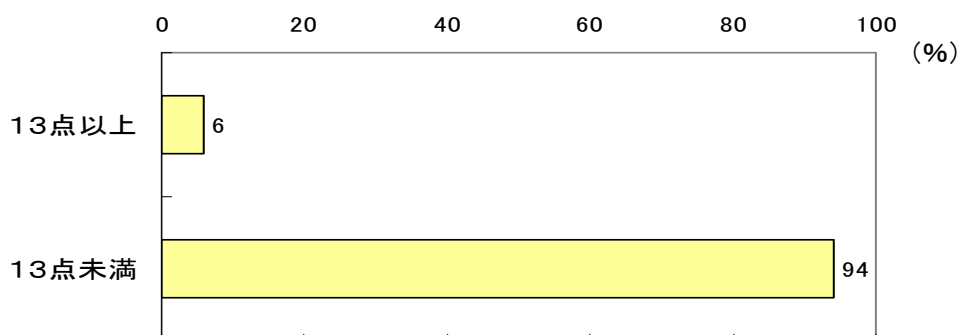
**【参考】**

○過去30日間の精神健康状態について【K6】

◆Web調査 (Q5) [P.117]

図2

<一般対象者 (n=762) >



**<ポイント2> 犯罪被害者等の事件後の生活上の変化は、昨年度調査時からこの1年間では落ち着きつつある。**

- ・昨年度調査と比較すると、生活上の変化があったとする割合は減少しつつあるが、「長期に通院したり入院したりするようなかげや病気をした」、「学校または仕事を辞めた、変えた」とする人は一定の割合で存在しており、学校や職場など犯罪被害者等を取り巻く人たちの理解、配慮が求められる。

パネル調査において、昨年度調査では事件後から昨年度の調査時点までの生活上の変化を尋ね、今年度調査ではこの1年間の生活上の変化を尋ねた。昨年度調査と比べていずれの項目においても「変化があった」とする割合は下がっており、生活上においては事件の影響が薄らぎつつあることが見て取れる。

ただ、依然として「学校または仕事を辞めた、変えた」(殺人・傷害等が19%、交通事故が24%)、「学校または仕事をしばらく休んだ(休学、休職)」(殺人・傷害等10%、交通事故17%)、「長期に通院したり入院したりするようなかげや病気をした」(殺人・傷害等

12%、交通事故24%)とする人は一定の割合で存在しており、犯罪被害に対する学校や職場の理解が必要であることがわかる(図3)。

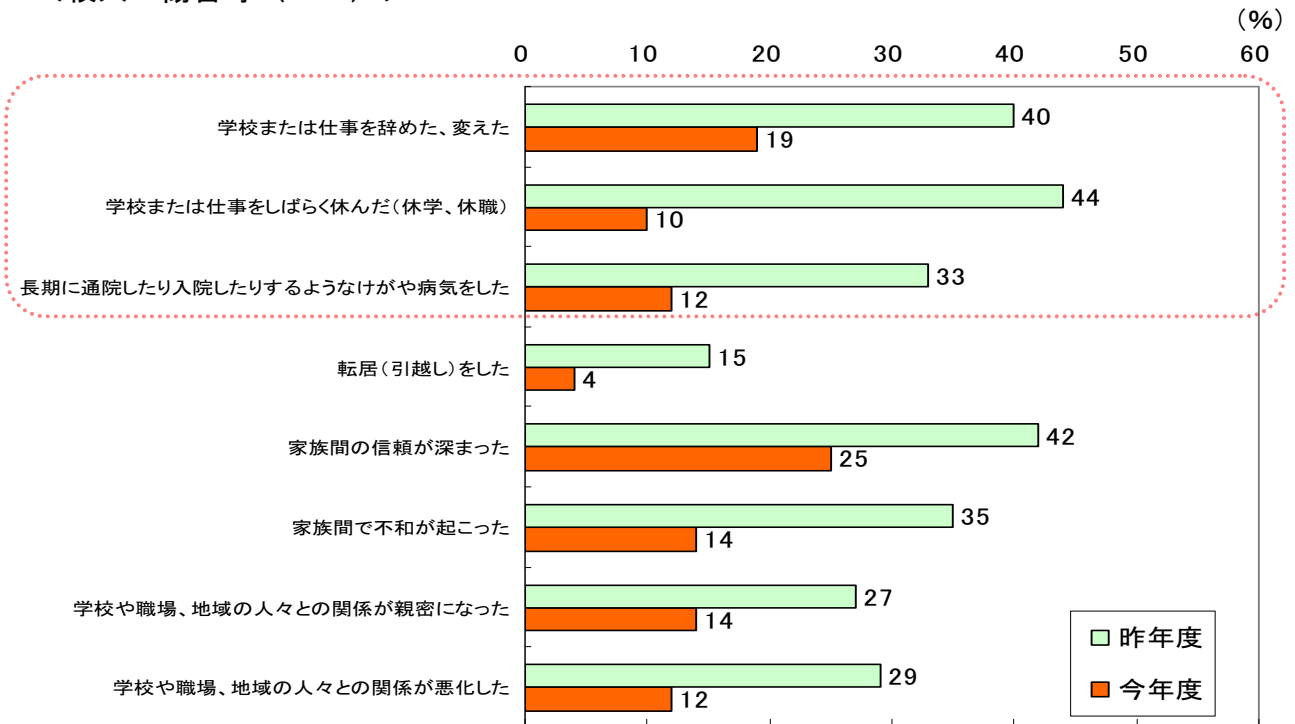
※ 性犯罪については、サンプル数が少ないため割愛。

○この1年間の生活上の変化(類型別)

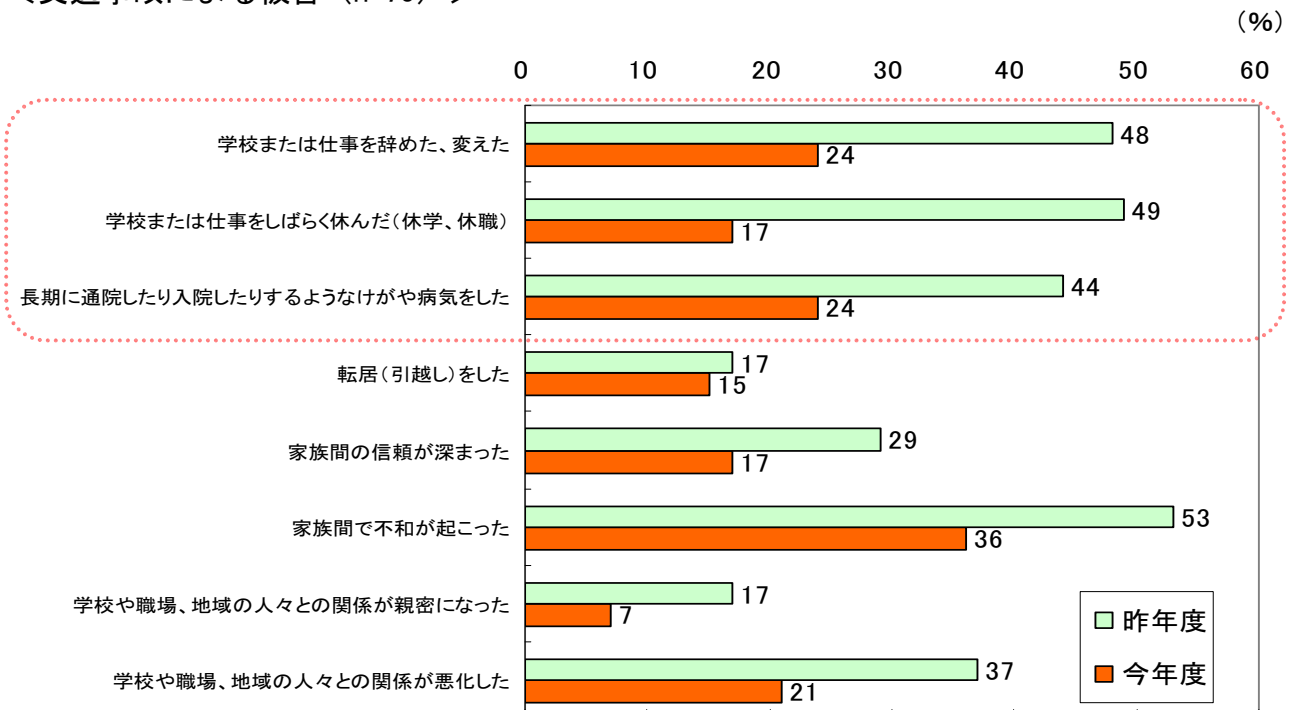
◆パネル調査(Q12(1)) [P.58]

図3

<殺人・傷害等(n=52)>



<交通事故による被害(n=75)>



### ＜ポイント3＞事件直後から時間が経過するにつれて支援及び制度の利用率は低くなっている。

- ・事件直後から時間が経過するにつれて支援や制度の利用率は低くなっている。その中で、事件後から継続して比較的利用率が高く、満足度も高いのは「自助グループへの参加」である。

パネル調査において、この1年間の支援や制度の利用率は低い。その中で比較的高いのは「自助グループへの参加」（殺人・傷害等で46%、交通事故で56%）、「警察による加害者に関する情報提供」（殺人・傷害等で21%、交通事故で13%）などとなっている。

昨年度調査（「事件後から昨年度調査時点まで」と比較すると、多くの支援・制度は事件後から昨年度調査時点までの間に利用され、その後（この1年間）の利用率は下がっている一方で、「自助グループへの参加」の利用率は事件後からほぼ変わっていない（図4）。

※ 平成20年度は「この1年間」に受けた支援や使った制度、平成19年度は「事件から1年以内」、「事件1年後から昨年度調査時点まで」に受けた支援や使った制度について尋ねている。

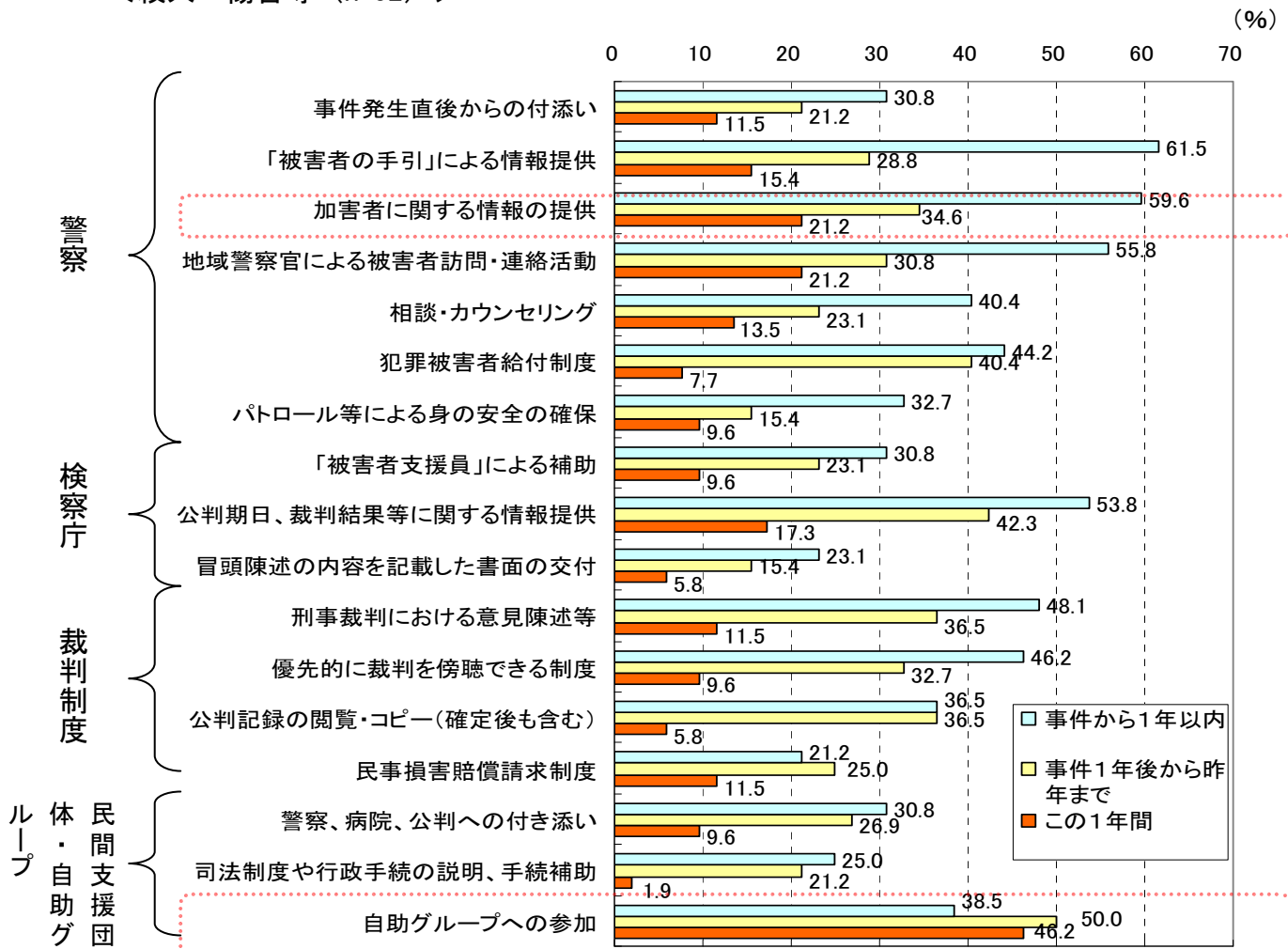
※ 性犯罪についてはサンプル数が少ないため割愛。

### ○事件後から現在までの支援及び制度の利用率（類型別）

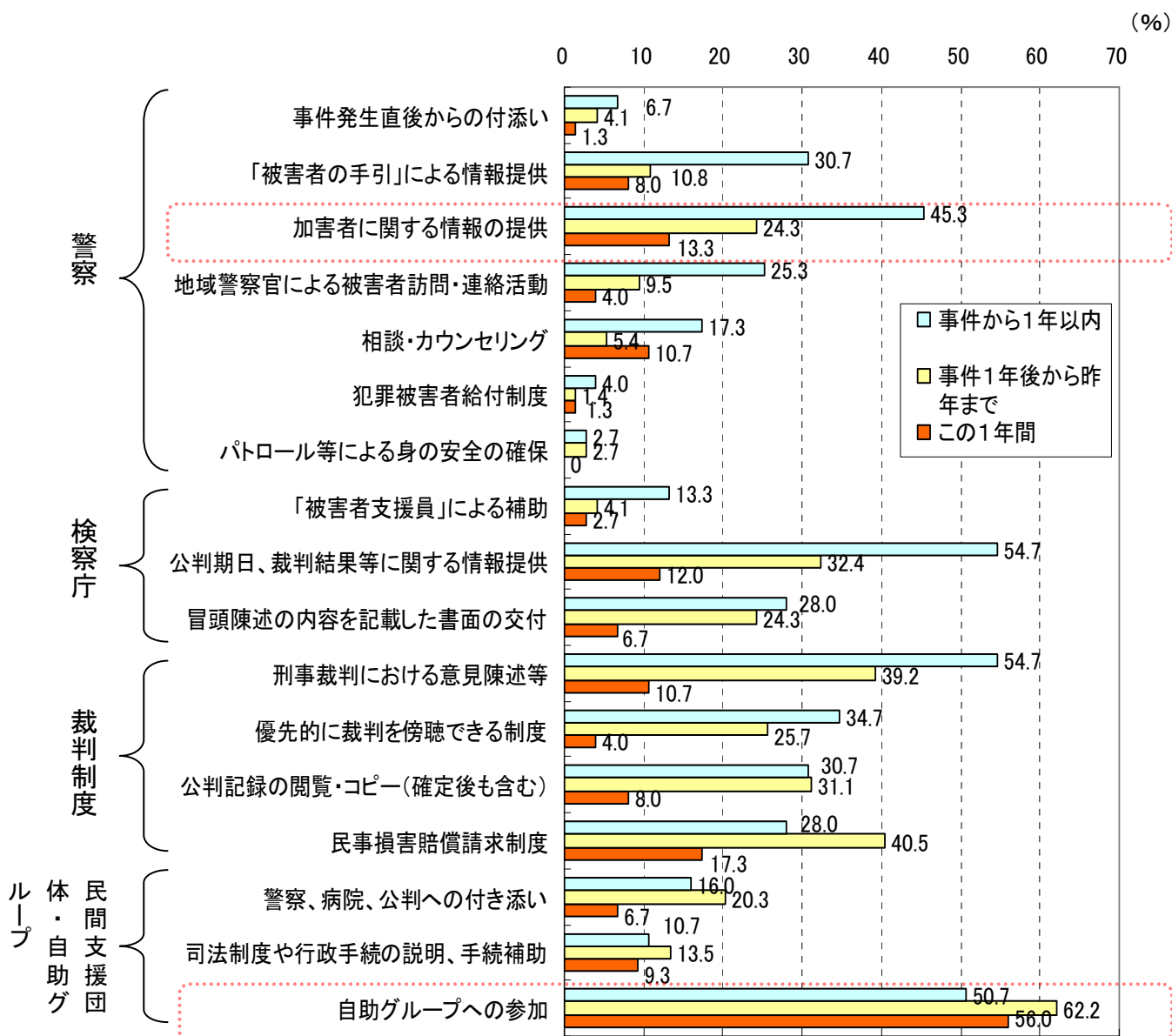
◆パネル調査（Q16（1）） [P.71]

図4

＜殺人・傷害等（n=52）＞



<交通事故 (n=75) >



また、パネル調査において、受けた支援及び使った制度の満足度（「満足した」＋「やや満足した」）を尋ねたところ、殺人・傷害等及び交通事故のどちらの類型においても「自助グループへの参加」、「刑事裁判における意見陳述等」が事件直後から継続して高い。殺人・傷害等では、その他にも「事件発生直後からの付添い」の満足度が比較的高い割合を占めている。また、「相談・カウンセリング」は、時間経過に従って満足度が高まっている（図5）。

※ 性犯罪については、サンプル数が少ないため割愛。

※ 「電話やFAX、面接、メール等による相談」は今年度調査からの新規項目

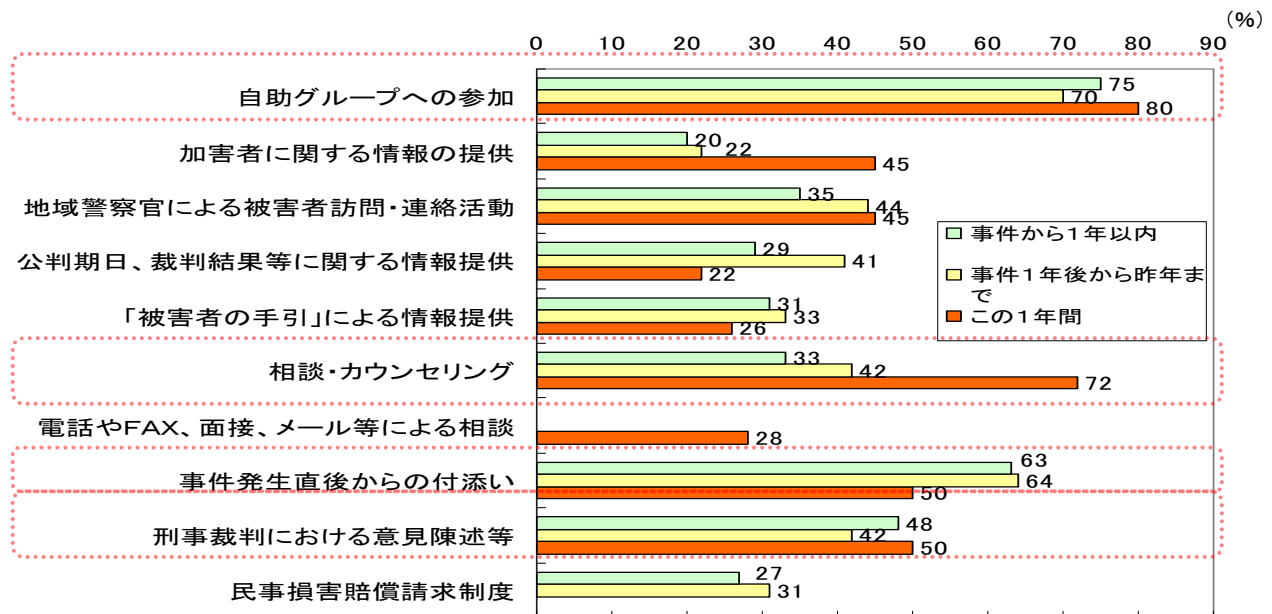
○事件後から現在までに受けた支援及び使った制度の満足度（類型別）【ベース：各支援・制度の利用者】

◆パネル調査Q16(2) [P.80]

図5

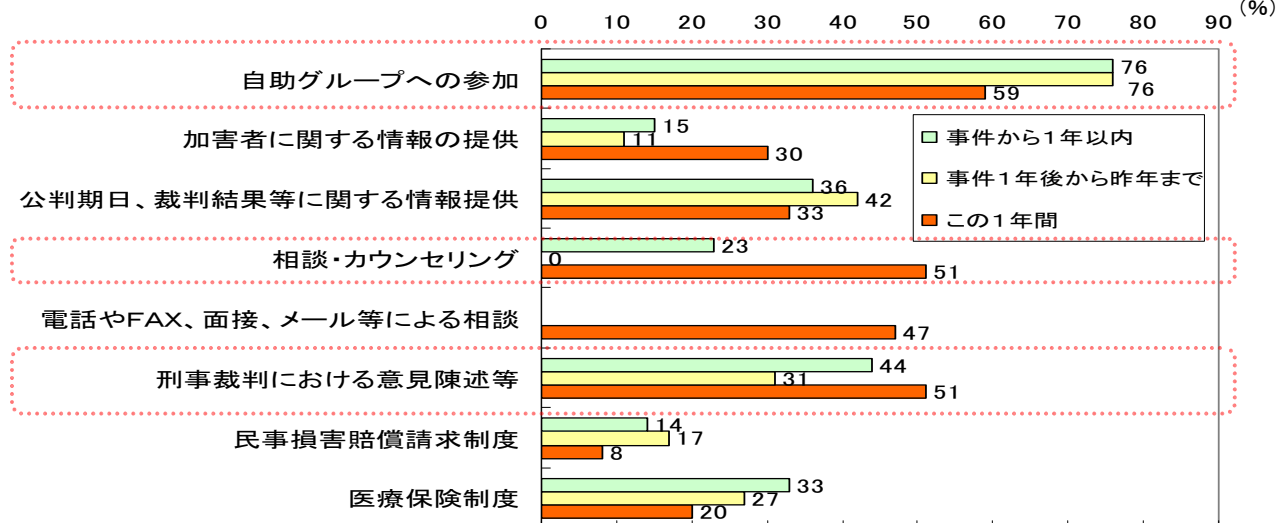
<殺人・傷害等>

(「満足した」+「やや満足した」の割合)



<交通事故>

(「満足した」+「やや満足した」の割合)



**<ポイント4> 犯罪被害者等の多くは、加害者関係者や世間の声から二次的被害を受けている。**

- ・二次的被害については、「加害者関係者」や「捜査や裁判等を担当する機関の職員」、「世間の声」から気持ちが傷つけられることが多かったとする人が多い。

パネル調査において、事件からの時間が経過しても、関わりのあった「加害者関係者」や「捜査や裁判等を担当する機関の職員」、「世間の声（インターネット掲示板への書き込みや無記名の投書等）」から気持ちが傷つけられることがあったとする割合（「多かった」+「少しあった」）が、殺人・傷害等及び交通事故のどちらの類型でも多い（図6）。



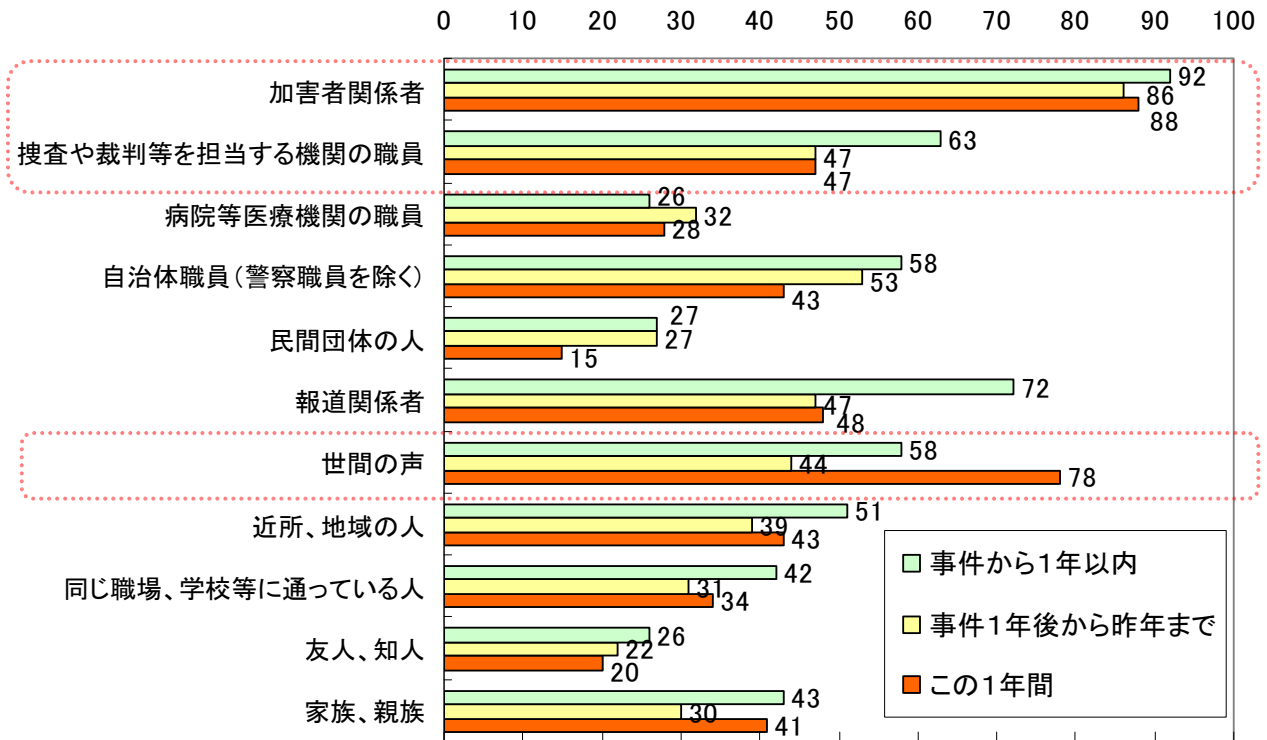
※ 性犯罪については、サンプル数が少ないため割愛。

○ 事件後から現在までに二次的被害を受けたと感じた対象者【ベース：関わりのあった人】

◆パネル調査Q17(2) [P.88]

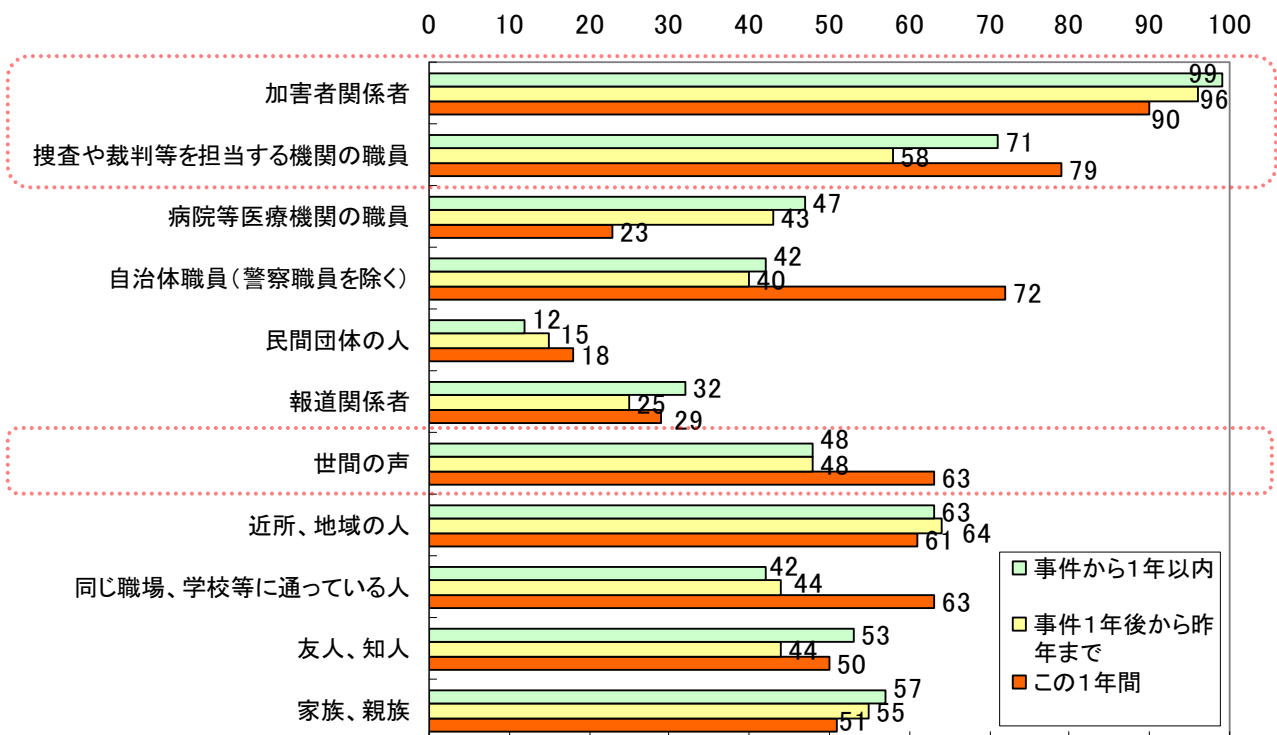
図6

<殺人・傷害等> (言動や態度によって気持ちが傷つけられることが「多かった」+「少しあった」の割合) (%)



<交通事故>

(言動や態度によって気持ちが傷つけられることが「多かった」+「少しあった」の割合) (%)





## ＜ポイント5＞今後実現・充実させていくことが望ましい施策は、加害者の情報提供や民事賠償請求への援助などである。

- ・今後実現・充実させていくことが望ましい施策としては、いずれの類型においても「犯罪被害者等に対する加害者の情報提供の拡充」、「民事損害賠償請求への援助」が多い。

パネル調査において、今後実現・充実させていくことが望ましい施策を尋ねたところ、いずれの類型においても「犯罪被害者等に対する加害者の情報提供の拡充」（殺人・傷害等40%、交通事故64%）、「民事損害賠償請求への援助」（殺人・傷害等42%、交通事故41%）を望む声が昨年度と同様に多い（図7）。

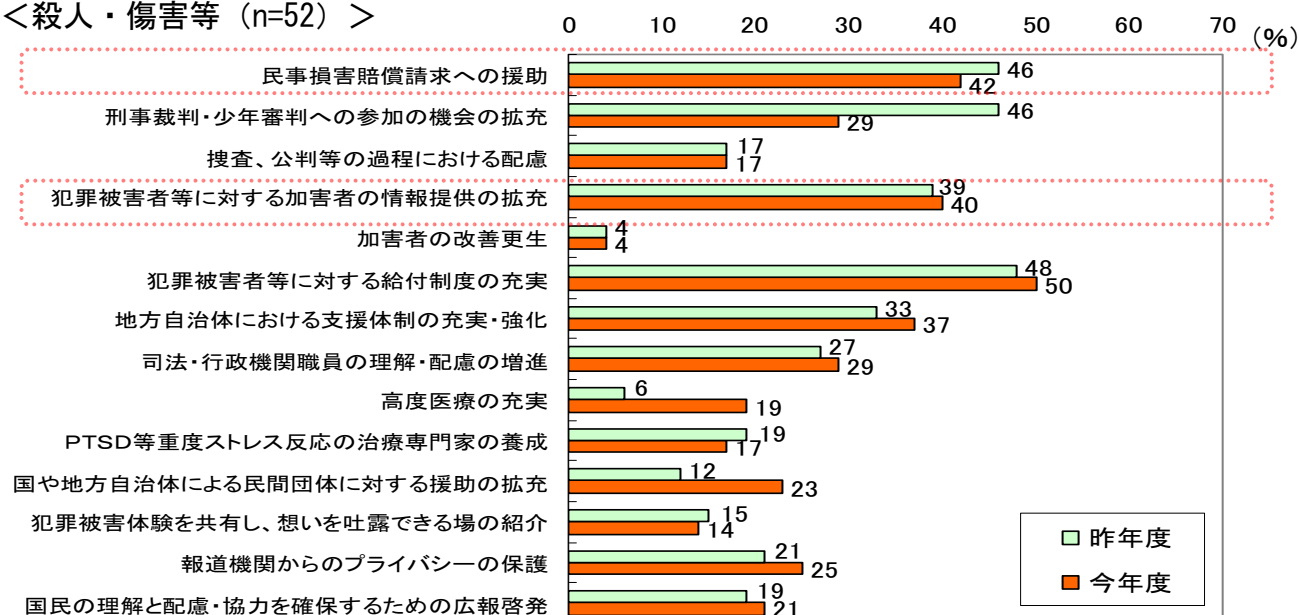
※ 性犯罪については、サンプル数が少ないため割愛。

### ○今後実現・充実させていくことが望ましい施策（類型別）

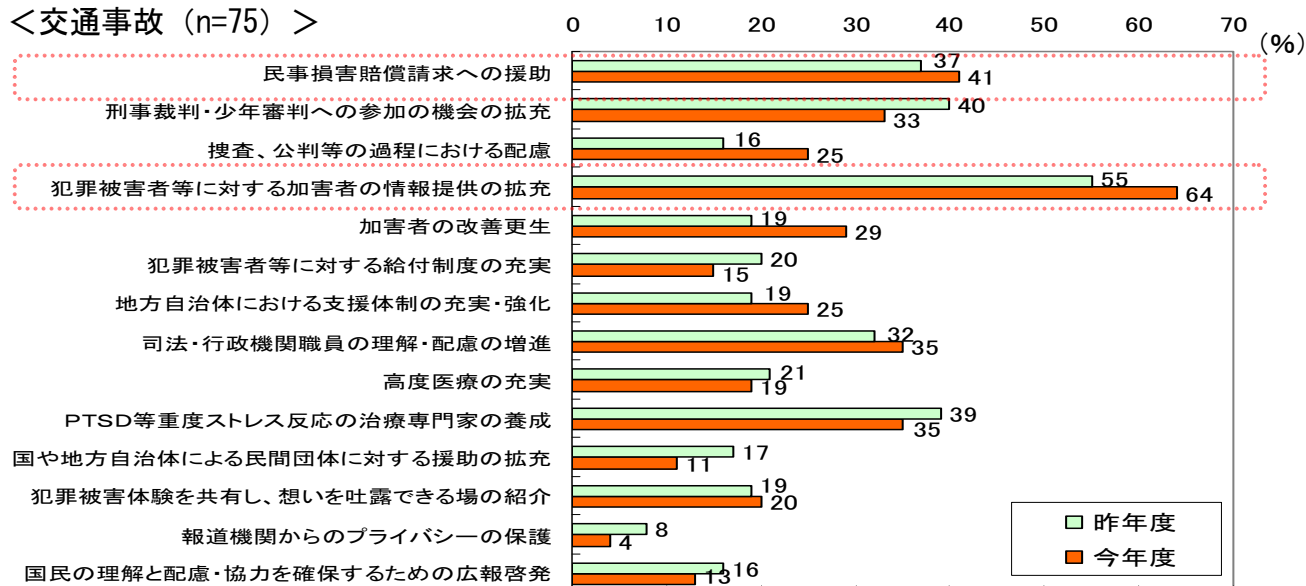
◆パネル調査(Q18) [P.93]

図7

#### ＜殺人・傷害等（n=52）＞



#### ＜交通事故（n=75）＞



## 調査の概要

### (1) 調査目的

犯罪被害者等基本計画（別紙1参照）に基づき、被害類型別（身体犯、交通事故、性犯罪）、被害者との関係別（本人、家族、遺族）に、犯罪被害者等の置かれた状況について継続的な調査を実施し、時間の経過に伴う当該状況の変化等を把握・分析する。

本調査は、3年間継続して実施することとしており、平成19年度に1回目の調査を実施し、今年度は2回目の調査となる。

### (2) 調査方法

パネル調査において同一対象者に継続して調査を実施することで、犯罪被害者等の置かれた状況のこの1年間の変化を把握・分析するとともに、パネル調査の母数が少ないことから、これを補完する役割でWeb調査を実施し、無作為に抽出した犯罪被害者等から施策の効果を断片的に比較・分析した。

#### ① パネル調査（継続調査）

犯罪被害に遭った人へのアンケート調査（平成19年度調査において回答があった人を対象とし、被害者団体及び被害者支援団体を通じて、郵送回収により実施した。）

発送数：187名、有効回収数：138名（殺人・傷害等52名、交通事故75名、性犯罪8名）

#### ② Web調査（単年度調査）

モニターを利用したインターネットによるアンケート調査（調査対象者は、性、年代、居住都道府県の国勢調査結果構成比に合わせて抽出を行った。）

i 過去10年以内に犯罪被害に遭った人（犯罪被害者等、要約では「Web調査」と表記）

発送数：880名、有効回収数：636名（殺人・傷害等65名、交通事故552名、性犯罪44名）

ii 過去10年以内に犯罪被害に遭っていない人（一般対象者、要約では「一般対象者」と表記）

発送数：880名、有効回収数：762名

◆一般対象者にも調査を実施することで、犯罪被害者等との健康上の問題や精神的な問題や悩み等について比較・分析している。

### (3) 調査の企画・分析

本調査研究の実施に当たっては、有識者等からなる企画分析会議（別紙2参照）において調査内容の企画、調査結果の分析等を行った。

### (4) 被害者の方々の手記

パネル調査対象者（前回応募者を除く）及びWeb調査対象者（犯罪被害者等のみ）に対し、手記の募集を行った。寄稿のあった手記の一部は本報告書第5章に掲載している。

犯罪被害者等基本計画（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）抄

V 重点課題に係る具体的施策

第 4 支援等のための体制整備への取組

2. 調査研究の推進（基本法第 21 条関係）

(3) 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

内閣府において、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等を把握するため、犯罪被害類型等ごとに、一定の周期で継続的な調査を行う。【内閣府】

第 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進（基本法第 20 条関係）

(14) 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進

ア 内閣府において、犯罪被害類型別・被害者との関係別に行う、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等に関する基礎的な事項を把握するための継続的な調査（上記第 4、2. (3)）の結果を、統計処理の上、実例等も参照する形で公表し、様々な犯罪被害者等の置かれた状況についての国民レベルの基礎的な理解を促進する。【内閣府】

(別紙2)

平成20年度 犯罪被害類型別継続調査企画分析会議構成員

座長	椎橋 隆幸	中央大学法科大学院法学部教授
	楠本 節子	大阪被害者支援アドボカシーセンター事務局長
	辰野 文理	国士舘大学法学部教授
	中島 聡美	国立精神・神経センター精神保健研究所 成人精神保健部犯罪被害者等支援研究室長
	藤田 悟郎	科学警察研究所交通科学第二研究室室長
	松村 恒夫	全国犯罪被害者の会副代表幹事
	瀬戸 真一	内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官

(敬称略)